

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年7月10日

【発行者名】 フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ  
(Franklin Templeton Investment Funds)

【代表者の役職氏名】 取締役 ウィリアム・ロックウッド  
(Director William Lockwood)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1246、アルバート・ボル  
シェット通り8A  
(8A, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ  
- フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド  
(Franklin Templeton Investment Funds  
- Franklin K2 Alternative Strategies Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】  
記名式無額面投資証券  
フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ  
- フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド  
- クラスA(a c c)米ドル投資証券  
上限見込額は1億1,400万米ドル(約124億1,232万円)である。  
(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドのクラスA(a c c)米ドル投資証券の  
2019年10月末日現在の1口当たり純資産価格(11.40米ドル)に1,000万口を  
乗じて算出された金額である。  
(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2019年10月31日現在の株式会社  
三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.88円)によ  
る。以下同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年12月27日に提出した有価証券届出書(2020年3月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」という。)について、2020年5月付で投資方針、投資リスク、投資主総会、買戻し手続、資産の評価および役員等の状況等が変更され、ファンド設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

## 2【訂正の内容】

## 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 1 外国投資法人の概況

## (2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

<訂正前>

## a. 外国投資法人の目的および基本的性格

(前略)

定時投資主総会		年次投資主総会は、本投資法人の登記上の事務所において、 <u>毎年11月30日(当該日がルクセンブルグの営業日でない場合には11月30日の直後に到来するルクセンブルグの営業日)</u> に開催される。	
定款			
	当初公告	1991年1月2日	官報(以下「メモリアル」という。)で公告された。
	修正	1994年10月25日	修正がメモリアルで公告された。
		1996年11月4日	修正がメモリアルで公告された。
		2000年5月22日	修正がメモリアルで公告された。
		2000年6月30日	修正がメモリアルで公告された。
		2004年6月16日	修正がメモリアルで公告された。
		2005年3月25日	修正がメモリアルで公告された。
		2013年3月21日	修正がメモリアルで公告された。
	2019年2月26日	修正がルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシオン(Recueil Electronique des Sociétés et Associations)(以下「RESA」という。)で公告された。	

(後略)

<訂正後>

## a. 外国投資法人の目的および基本的性格

(前略)

定時投資主総会		年次投資主総会は、 <u>毎年、取締役会が決定するいずれかの日時(ただし、本投資法人の前会計年度の末日から6ヶ月以内とする。)</u> において、本投資法人の登記上の事務所または総会通知に規定されるルクセンブルグ大公国のその他の場所でルクセンブルグ大公国の法律に基づき開催される。	
定款			

	当初公告	1991年1月2日	官報(以下「メモリアル」という。)で公告された。
	修正	1994年10月25日	修正がメモリアルで公告された。
		1996年11月4日	修正がメモリアルで公告された。
		2000年5月22日	修正がメモリアルで公告された。
		2000年6月30日	修正がメモリアルで公告された。
		2004年6月16日	修正がメモリアルで公告された。
		2005年3月25日	修正がメモリアルで公告された。
		2013年3月21日	修正がメモリアルで公告された。
	2019年2月27日	修正がルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(Recueil Electronique des Sociétés et Associations)(以下「RESA」という。)で公告された。	

(後略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

#### フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド

##### 投資目的

ファンドの投資目的は、広範な株式市場と比較して相対的に低いボラティリティで投資元本の成長を図ることである。

##### 投資方針

ファンドは、複数の非伝統的または「オルタナティブ」な戦略(下記の株式ロング・ショート戦略、レバティブ・バリュウ戦略、イベント・ドリブン戦略およびグローバル・マクロ戦略の一部またはすべてを含むがこれらに限定されない。)にその純資産を配分することで投資目的を達成することを目指す。

(中略)

ファンドは、あらゆる所在地およびあらゆる資本規模の企業の株式および株式関連証券に投資する。ファンドが取得できる債務証券は、企業および/または世界中のソブリン発行体のあらゆる満期または格付(投資適格、非投資適格、低格付、格付けのない証券および/または債務不履行証券を含む。)を有するすべての種類の固定および変動利付債券を含み、とりわけハイイールド債(ジャンク債)およびディストレスト債務証券(再生、債務整理または破産の状態にあるか、または、そのような状態になる、企業の証券)を含む。ファンドは、純資産総額の10%を限度にCATボンドに投資することができる。ファンドは、その投資戦略の一環としてアクティブかつ頻繁に取引に従事できる。

(後略)

<訂正後>

#### フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド

##### 投資目的

ファンドの投資目的は、広範な株式市場と比較して相対的に低いボラティリティで投資元本の成長を図ることである。

#### 投資方針

ファンドは、複数の非伝統的または「オルタナティブ」な戦略(下記の株式ロング・ショート戦略、レラティブ・バリューストック戦略、イベント・ドリブン戦略およびグローバル・マクロ戦略の一部またはすべてを含むがこれらに限定されない。)にその純資産を配分することで投資目的を達成することを目指す。

(中略)

ファンドは、あらゆる所在地およびあらゆる資本規模の企業の株式および株式関連証券に投資する。ファンドが取得できる債務証券は、企業および/または世界中のソブリン発行体のあらゆる満期または格付(投資適格、非投資適格、低格付、格付けのない証券および/または債務不履行証券を含む。)を有するすべての種類の固定および変動利付債券を含み、とりわけハイイールド債(ジャンク債)およびディストレスト債務証券(再生、債務整理または破産の状態にあるか、または、そのような状態になる、企業の証券)を含む。ファンドは、その投資戦略の一環としてアクティブかつ頻繁に取引に従事できる。

(後略)

### 3 投資リスク

<訂正前>

#### a. リスク要因

フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドのリスクに関する留意事項

下記のリスクは、ファンドの主たるリスクである。投資者は、他のリスクも随時ファンドに関連することを認識すべきである。これらのリスクの完全な記載については、下記「フランクリン・templton・インベストメント・ファンドのリスクに関する留意事項」を参照のこと。

- ・アセット・アロケーション・リスク
- ・CATボンド・リスク
- ・クラス・ヘッジ・リスク
- ・コモディティ関連エクスポージャー・リスク
- ・転換およびハイブリッド証券リスク
- ・カウンターパーティー・リスク
- ・クレジット・リスク
- ・クレジット・リンク証券リスク
- ・債務証券に関するリスク
- ・デリバティブ商品リスク
- ・株式リスク
- ・変動利付コーポレート投資リスク
- ・外国為替リスク
- ・ヘッジ戦略リスク
- ・流動性リスク
- ・市場リスク
- ・マルチ・マネージャー・リスク
- ・成功報酬リスク

- ・ポートフォリオ回転率リスク
- ・会社更生リスク
- ・証券化リスク
- ・中小企業リスク
- ・仕組債リスク
- ・実質的なレバレッジ・リスク
- ・スワップ契約リスク

(中略)

### バイオテクノロジー、通信およびテクノロジー・セクター・リスク

バイオテクノロジー、通信およびテクノロジー・セクターへの投資は、様々な経済セクターを対象とする広範囲の有価証券への投資より、大きなリスクおよび高いボラティリティをもたらすことがある。さらに、これらのセクターは、政府による規制が他のセクターより厳しく、そのため、かかる政府による規制の変更はこれらのセクターに重大な悪影響を及ぼすことがある。このため当該投資資産の価値は、新規市場参加者の競合、特許に関する留意事項および製品の陳腐化による悪影響の可能性に加えて、市況悪化、規制上またはリサーチ上の後退に呼応して急落することがある。特に、テクノロジー・セクターについては、短い製品サイクルおよび利鞘の減少は、投資の際に考慮すべき追加要因である。

### CATボンド・リスク

CATボンドは、リスク連動証券が特定のリスク群（一般に、ハリケーン、地震、トルネード、暴風その他の自然・気象関連事由といった、災害および天災のリスク）を発行体またはスポンサーから投資家に移転する商品である。CATボンドは通常、一般的な金融市場のリスク・リターン特性とは相関しないリスク・リターン特性を示す。

CATボンドの重要な要素の一つに、元利金の支払いが自然災害事由の発生の影響を受けるという条件があり、これによりCATボンドは部分的損失または全損を被ることとなる。かかる条件は、一般に「トリガー」と称される。CATボンドは、合致すると当該CATボンドが損失を被り始める、定義されたパラメーターを有するトリガーを活用する。トリガーの特定の条件が満たされた場合、CATボンドの投資家は、その投資金額の全部または一部を失うおそれがある。トリガー事由の発生可能性の計算に用いられるモデルは、正確でないか、または発生するトリガー事由の可能性を過小評価している可能性があり、それにより損失リスクが上昇する。CATボンドには、使用されるモデルが現実を十分に示すものではなく、一般的な状況の変化により廃れる可能性があるというモデリング・リスクが内在する。

CATボンドは、トリガー事由の発生可能性の程度に基づき信用格付機関により格付けされることがあり、通常、投資不適格と格付けされる（または格付けのない場合は投資不適格相当とみなされる）。

### 中国におけるボンド・コネクト・リスク

ボンド・コネクトは、海外投資家が、中国銀行間債券市場（CIBM）で流通する債券を、中国本土と香港の金融インフラストラクチャー機関との間で上限なしで取引することを可能にする相互市場アクセススキームである。

2017年7月3日に開始されたノースバウンド取引リンクは、取引、保管、決済に関する相互アクセスの合意により、取引を可能にしている。これには、中国外国為替取引システム、中国中央預託・決済会社、上海決済機関、香港取引所・決済およびセントラル・マネー・マーケット・ユニット（CMU）が含まれる。2018年8月には、ボンド・コネクト・スキームを利用して、同時決済システム（DVP）を導入し、決済リスクの軽減を図っている。

最終的な外国適格投資家は、当該CIBM債券の受益者であり、CMUを通じて名義人として債券の発行体に対して権利を行使することができる。名義人は債権者の権利を行使し、中国の裁判所で債券の発行体を相手取って訴訟を提起することができる。

ボンド・コネクトを通じて取引されるC I B M証券は、規制リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、中国の税務リスク、レピュテーション・リスクなどのリスクにさらされる可能性があるが、これらに限定されるものではない。

ボンド・コネクトには、最近開発された取引システムが含まれている。これらのシステムが正常に機能する、あるいは、さらなる変更・採用がなされない保証はない。関連する規則および規制は、遡及的影響を及ぼす変更の可能性がある。中国本土当局がC I B Mの口座開設または取引を停止した場合、当ファンドのC I B Mへの投資能力に悪影響を及ぼすことがある。このような場合、当ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがある。

ボンド・コネクトを通じて適格な外国機関投資家が行うC I B Mでの取引に関して、支払われるべき所得税およびその他の税区分の取扱いについて、中国本土の税務当局による具体的な書面によるガイダンスはない。

ボンド・コネクトを通じて取引される証券は、サイバー攻撃の対象となる企業が負うリスク、労働や人権に関する制裁や非難、環境の悪化、リスクの高い国や海外の企業とのつながりなど、一定のレピュテーション・リスクにさらされる可能性がある。

### 中国Q F I Iリスク

本投資法人は、中国本土の中国証券監督管理委員会によって、中国本土の証券市場(中国A株)への投資が認められた適格外国機関投資家(Q F I I)ポートフォリオに投資することがある。Q F I Iが中国A株へ投資することを許可する施策を含む法律、規則、中国政府の方針および政治・経済風土は、事前の通知がほとんど、または全くなく変化することがある。かかる変更は、市況および中国経済の動向、ひいてはQ F I Iポートフォリオの証券の価額に悪影響を与える可能性がある。

Q F I Iポートフォリオは、決められたロックアップ期間中に買戻しが出来ない、または、中国A株の買戻しが、とりわけ、当該ポートフォリオが投資資産を清算し、中国本土外にその手取金を送金する能力に影響する中国本土の法律および慣習に依存する場合、買戻しが難しくなるリスクを負う。送金制限および、中国当局からの関連する承認の取得における失敗または遅延は、特定の買戻日に関する買戻請求の全部または一部に依る関連ポートフォリオの能力を制限する可能性がある。

Q F I Iポートフォリオおよび中国A株に投資するファンドの投資者は、特に、かかるQ F I Iによって発行された証券の流動性およびファンドが当該Q F I Iポートフォリオのポジションまたはエクスポージャーを手仕舞う能力が大幅に制限されることがある旨、知らされていなければならない。

### 中国市場リスク

中国市場に関するリスクは、下記「新興市場リスク」に類似している。政府が資源のアロケーションに対しより大きな支配力を持つため、このような市場で必然的に広がるリスクは、政治上および法律上の不確実性、為替変動および為替封鎖、改革に対する政府支援の欠如または資産の国有化および没収である。このようなリスクは、関連するファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を与える可能性がある。

中国市場は、経済改革を進めており、これらの地方分権化改革は、前例がなく、実験的であり、経済の動向および、関連するファンドの証券の価額に必ずしもプラスに影響するとは限らない変更が行われる可能性がある。

さらに中国経済は、輸出主導型であり、貿易への依存度が高い。米国、日本および韓国など主要貿易相手国の経済状況の悪化は、中国経済および関連するファンドの投資資産に悪影響を及ぼす。

### 中国短期売買差益規則リスク

利益の開示に関する中国本土の規則に基づき、ファンドは管理会社および/または投資運用会社またはその各関連会社が運用する他のファンドおよびアカウントと協調して行為しているとみなされることがあり、このため、ファンドの保有資産と、かかる他のファンドおよびアカウントの保有資産との合算額が、

中国本土の法律に基づく報告水準(現在、上場会社の発行済み総株式の5%)に達する場合、かかる合算額を報告しなければならないリスクに晒される。この結果、ファンドの保有資産を公けに晒し、ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、中国本土の裁判所および中国本土の規則当局の解釈に基づき、中国本土の中国短期売買差益規則の運用がファンドの投資資産に適用され、その結果、ファンドの保有資産(ファンドの関係当事者としてみなされる他の投資家の保有資産と合算することがある。)が、中国本土の上場会社の発行済み総株式数の5%を超える場合、ファンドが当該会社の株式を最後に取得してから6ヶ月間、当会社の保有証券を減少させることができない。ファンドがかかる規則に抵触し、6ヶ月以内に当該会社における保有資産を売却する場合、ファンドは、当該取引から得た利益を上場会社に返還することを上場会社から要求されることがある。さらに、中国本土の民事訴訟法に基づき、ファンド資産は、当該会社によって行われた請求の範囲において凍結されることがある。当該資産を売却できないことおよび収益返還の義務は、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

(中略)

### 希薄化およびスイング・プライシングに関するリスク

ファンドの投資先証券の購入または売却の実費は、ファンドが評価するこれらの証券の簿価とは異なることがある。差額は、取引およびその他の費用(税金など)および/または投資先証券の売買価格の差から生じることがある。

これらの希薄化費用は、ファンドの全体的な価額に悪影響を及ぼし、結果として、1口当たり純資産価格は、既存の投資主のために投資資産の価額に不利益が生じないように調整される。調整の影響の規模は、取引量、投資先証券の購入価格または売却価格、およびファンドの当該投資先証券の価格の計算に採用される評価方法などの要因によって決定される。

### デイトレスト証券に関するリスク

デイトレスト証券への投資(特定のファンドの投資方針に規定されていない限り、すなわち、スタンダード・アンド・プアーズによりCCC長期格付以下を付された証券)は、ファンドに追加リスクを生じさせる。当該証券は、発行体が元利金を支払う能力または長期にわたって販売文書の他の条項を維持する能力の点で極めて投機的とみなされている。これらは一般に、無担保であり、発行体の他の発行済み証券および債権者に劣後する。当該銘柄はある程度の質および防御的特質を備えている可能性は高いが、多大な不確実性または悪化した経済状況に対する主たるリスク・エクスポージャーがそれらを上回る。このため、ファンドは全投資資産を失い、当初の投資額を下回る価額の現金または証券を受領しなければならない。元利金の回収は、関連するファンドにとって追加コストを伴う。このような条件下で、関連するファンドの投資資産から生じるリターンは、負担したリスクについて投資主に十分補償しないことがある。

(中略)

### 法律および規制上のリスク

ファンドは、ルクセンブルグ大公国を含む様々な法域の証券法および会社法によって課される要件を含む、様々な法的要件を遵守しなければならない。

法的措置の解釈および適用は、しばしば矛盾する可能性があり、このため、ファンドが締結する様々な契約および保証の法的強制力が影響を受けることがある。法律は、遡及的に課される可能性があり、広く一般に適用されるものとしてではなく、内部規則の形で発布されることがある。法令の解釈および適用は、特に課税に関する事項について、しばしば矛盾し不明確となる可能性がある。

裁判所は、法律および関連する契約の要件を遵守しないことがあり、外国の裁判所で取得された遡求権または判決は、ファンドが保有する証券に関連する資産が所在する法域で執行される保証はない。

### 流動性リスク

流動性リスクは、資産側の流動性リスクと、負債側の流動性リスクという2つの形を取る。資産側の流動性リスクとは、ポジションの知覚価値もしくは信用度の急激な変化といった要因または一般的に不利な市況を原因として、ファンドが有価証券またはポジションをその相場価格または市場価格で売却できないことをいう。負債側の流動性リスクとは、ファンドが買戻請求に応じるのに十分な現金を調達するために有価証券またはポジションを売却できないことを原因として、ファンドが買戻請求に応じることができないことをいう。ファンドの有価証券が取引されている市場はまた、取引所の取引活動の停止を引き起こす不利な状況も経験しうる。これらの要因による流動性の低下は、ファンドの純資産価額、また前述のとおり、ファンドが適時に買戻請求に応じる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

一定の有価証券は、取引市場が限定されていること、発行体の脆弱な財務状況、転売または譲渡に対する法的または契約上の制限のため流動性が低いか、または、ファンドによる評価額近傍で7日以内に売却できないという意味で流動性が低い。流動性が低い有価証券は、より流動性が高い市場の有価証券より大きなリスクを伴う。当該有価証券の市場価格は変動し、および/または、買呼値および売呼値間に大幅な差が生じることがある。非流動性は、市場価格およびファンドがファンドの流動性需要を満たすため、または、特定の経済イベントに対応するため必要な場合に、特定の有価証券を売却する能力に悪影響を及ぼすことがある。

## 市場リスク

ファンドが保有する有価証券の市場価格は、時として急速にまたは予想に反して、上下する。有価証券は、各発行体、証券市場一般、または証券市場における特定の業種もしくはセクターに影響する要因により、価格が低下することがある。有価証券の価格は、実際の不利な経済状況またはそのおそれ、収入または企業収益に対する一般的見通しの変化、金利または為替レートの変化、または投資家心理全体の悪化など、特定の発行体に特に関連していない一般的市況により上下することがある。さらに有価証券の価格は、一業種内の生産コストおよび競合状況の変化など個々の発行体または特定の業種に影響する要因により上下することもある。証券市場の全体的な下降局面には、複数の資産クラスの価額が下落する。市場が好調に推移する場合、ファンドが保有する有価証券がかかる上昇に参加する、またはその他の方法で上昇から恩恵を受ける保証はない。

株価は、債務証券の価格よりも劇的に上下する傾向がある。成長鈍化または景気後退の状況は、ファンドが保有する様々な株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(後略)

## <訂正後>

### a. リスク要因

フランクリンK2オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドのリスクに関する留意事項

下記のリスクは、ファンドの主たるリスクである。投資者は、他のリスクも随時ファンドに関連することを認識すべきである。これらのリスクの完全な記載については、下記「フランクリン・templton・インベストメント・ファンドのリスクに関する留意事項」を参照のこと。

- ・アセット・アロケーション・リスク
- ・クラス・ヘッジ・リスク
- ・コモディティ関連エクスポージャー・リスク
- ・転換およびハイブリッド証券リスク
- ・カウンターパーティー・リスク
- ・クレジット・リスク
- ・クレジット・リンク証券リスク



- ・債務証券に関するリスク
- ・デリバティブ商品リスク
- ・株式リスク
- ・変動利付コーポレート投資リスク
- ・外国為替リスク
- ・ヘッジ戦略リスク
- ・LIBORリスク
- ・流動性リスク
- ・市場リスク
- ・マルチ・マネージャー・リスク
- ・成功報酬リスク
- ・ポートフォリオ回転率リスク
- ・会社更生リスク
- ・証券化リスク
- ・中小企業リスク
- ・仕組債リスク
- ・実質的なレバレッジ・リスク
- ・スワップ契約リスク

（中略）

#### **バイオテクノロジー、通信およびテクノロジー・セクター・リスク**

バイオテクノロジー、通信およびテクノロジー・セクターへの投資は、様々な経済セクターを対象とする広範囲の有価証券への投資より、大きなリスクおよび高いボラティリティをもたらすことがある。さらに、これらのセクターは、政府による規制が他のセクターより厳しく、そのため、かかる政府による規制の変更はこれらのセクターに重大な悪影響を及ぼすことがある。このため当該投資資産の価値は、新規市場参加者の競合、特許に関する留意事項および製品の陳腐化による悪影響の可能性に加えて、市況悪化、規制上またはリサーチ上の後退に呼応して急落することがある。特に、テクノロジー・セクターについては、短い製品サイクルおよび利鞘の減少は、投資の際に考慮すべき追加要因である。

#### **中国におけるボンド・コネクト・リスク**

ボンド・コネクトは、海外投資家が、中国銀行間債券市場（CIBM）で流通する債券を、中国本土と香港の金融インフラストラクチャー機関との間で上限なしで取引することを可能にする相互市場アクセススキームである。

2017年7月3日に開始されたノースパウンド取引リンクは、取引、保管、決済に関する相互アクセスの合意により、取引を可能にしている。これには、中国外国為替取引システム、中国中央預託・決済会社、上海決済機関、香港取引所・決済およびセントラル・マネー・マーケット・ユニット（CMU）が含まれる。2018年8月には、ボンド・コネクト・スキームを利用して、同時決済システム（DVP）を導入し、決済リスクの軽減を図っている。

最終的な外国適格投資家は、当該CIBM債券の受益者であり、CMUを通じて名義人として債券の発行体に対して権利を行使することができる。名義人は債権者の権利を行使し、中国の裁判所で債券の発行体を相手取って訴訟を提起することができる。

ボンド・コネクトを通じて取引されるCIBM証券は、取引相手方の債務不履行リスク、決済リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、規制リスク、中国の税務リスク、レピュテーション・リスクなどのリスクにさらされる可能性があるが、これらに限定されるものではない。

ボンド・コネクトには、最近開発された取引システムが含まれている。これらのシステムが正常に機能する、あるいは、さらなる変更・採用がなされない保証はない。関連する規則および規制は、遡及的影響

を及ぼす変更の可能性がある。中国本土当局がC I B Mの口座開設または取引を停止した場合、ファンドのC I B Mへの投資能力に悪影響を及ぼすことがある。このような場合、ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがある。

ボンド・コネクトを通じて適格な外国機関投資家が行うC I B Mでの取引に関して、支払われるべき所得税およびその他の税区分の取扱いについて、中国本土の税務当局による具体的な書面によるガイダンスはない。

ボンド・コネクトを通じて取引される証券は、サイバー攻撃の対象となる企業が負うリスク、労働や人権に関する制裁や非難、環境の悪化、リスクの高い国や海外の企業とのつながりなど、一定のレピュテーション・リスクにさらされる可能性がある。

## 中国Q F I Iリスク

本投資法人は、適格外国機関投資家(Q F I I) ポートフォリオを通じて、または、ポートフォリオのマネージャーもしくはサブ・マネージャーに対して付与されるQ F I I割当枠を用いて直接、中国A株に投資することがある。 かかるQ F I I制度は、中国本土の中国証券監督管理委員会によって認められており、よって中国本土の証券市場(中国A株)への投資が許可される。 Q F I Iが中国A株へ投資することを許可する施策を含む法律、規則、中国政府の方針および政治・経済風土は、事前の通知がほとんど、または全くなく変化することがある。かかる変更は、市況および中国経済の動向、ひいては中国A株の価額に悪影響を与える可能性がある。

中国A株の買戻しは、とりわけ、投資者が投資資産を清算し、中国本土外にその手取金を送金する能力に影響する中国本土の法律および慣習に依存する。 送金制限および、中国当局からの関連する承認の取得における失敗または遅延は、特定の買戻日に関する買戻請求の全部または一部に応じる関連ポートフォリオの能力を制限する可能性がある。

Q F I Iポートフォリオおよび/または中国A株に投資するファンドの投資者は、特に、ファンドが保有する証券の流動性が大幅に制限されることがあり、よってファンドが買戻請求に応じる能力に影響を及ぼす可能性がある旨、知らされていなければならない。

## 中国市場リスク

中国市場に関するリスクは、下記「新興市場リスク」に類似している。政府が資源のアロケーションに対しより大きな支配力を持つため、このような市場で必然的に広がるリスクは、政治上および法律上の不確実性、為替変動および為替封鎖、改革に対する政府支援の欠如または資産の国有化および没収である。このようなリスクは、関連するファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を与える可能性がある。

中国市場は、経済改革を進めており、これらの地方分権化改革は、前例がなく、実験的であり、経済の動向および、関連するファンドの証券の価額に必ずしもプラスに影響するとは限らない変更が行われる可能性がある。

さらに中国経済は、輸出主導型であり、貿易への依存度が高い。米国、日本および韓国など主要貿易相手国の経済状況の悪化は、中国経済および関連するファンドの投資資産に悪影響を及ぼす。

ファンドによる中国本土への投資の実現キャピタル・ゲインに係る中国本土の税金に関する現行の法律、規則および慣行(遡及的効果を有する場合がある。)に関連するリスクおよび不確実性も存在する。 ファンドの税金債務の増加は、ファンドの価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

## 中国短期売買差益規則リスク

利益の開示に関する中国本土の規則に基づき、ファンドは管理会社および/または投資運用会社またはその各関連会社が運用する他のファンドおよびアカウントと協調して行為しているとみなされることがあり、このため、ファンドの保有資産と、かかる他のファンドおよびアカウントの保有資産との合算額が、中国本土の法律に基づく報告水準(現在、上場会社の発行済み総株式の5%)に達する場合、かかる合算

額を報告しなければならないリスクに晒される。この結果、ファンドの保有資産を公けに晒し、ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、中国本土の裁判所および中国本土の規則当局の解釈に基づき、中国本土の中国短期売買差益規則の運用がファンドの投資資産に適用され、その結果、ファンドの保有資産（ファンドの関係当事者としてみなされる他の投資家の保有資産と合算することがある。）が、中国本土の上場会社の発行済み総株式数の5%を超える場合、ファンドが当該会社の株式を最後に取得してから6ヶ月間、当会社の保有証券を減少させることができない。ファンドがかかる規則に抵触し、6ヶ月以内に当該会社における保有資産を売却する場合、ファンドは、当該取引から得た利益を上場会社に返還することを上場会社から要求されることがある。さらに、中国本土の民事訴訟法に基づき、ファンド資産は、当該会社によって行われた請求の範囲において凍結されることがある。当該資産を売却できないことおよび収益返還の義務は、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

(中略)

### 希薄化およびスイング・プライシングに関するリスク

ファンドの投資先証券の購入または売却の実費は、ファンドが評価するこれらの証券の簿価とは異なることがある。差額は、取引およびその他の費用（税金など）および/または投資先証券の売買価格の差から生じることがある。

これらの希薄化費用は、ファンドの全体的な価額に悪影響を及ぼし、結果として、1口当たり純資産価格は、既存の投資主のために投資資産の価額に不利益が生じないように調整される。

### デイトレスト証券に関するリスク

デイトレスト証券への投資は、ファンドに追加リスクを生じさせる。当該証券は、発行体が元利金を支払う能力または長期にわたって販売文書の他の条項を維持する能力の点で極めて投機的とみなされている。デイトレスト証券とは、一般に、破産、再編、あるいは他の金融不安の可能性があるため、財政難にある会社が発行する証券であると理解されている。市場環境の変化は、そのような証券に多大な悪影響を及ぼし、また相当量のデイトレスト証券を保有するポートフォリオは、全投資資産を失い、当初の投資額を下回る価額の現金または証券を受領しなければならず、および/または長期にわたり支払を受けなければならないことがある。元利金の回収は、関連するファンドにとって追加コストを伴う。このような条件下で、関連するファンドの投資資産から生じるリターンは、負担したリスクについて投資主に十分補償しないことがある。

英文目論見書の目的上、デイトレスト証券は、破綻証券、および少なくとも2つの格付機関からCCC格以下の格付を付与されている証券、または格付が付与されていない場合は、その同等の証券であり、かつ信用スプレッドが1,000bpsを超える証券を含むものとして理解される。しかしながら、（信用格付にかかわらず）1000bpsを超える信用スプレッドを有する証券については、投資運用会社は、当該証券がデイトレスト証券として再分類されるかを評価するために、特に当該証券の信用スプレッドの推移および他の格付機関から提供された格付に基づいて、追加的な分析および検証を行う。当該手続は、投資運用会社のリスクマネジメントプロセスの中で詳しく記載される。

(中略)

### 法律および規制上のリスク

ファンドは、ルクセンブルグ大公国を含む様々な法域の証券法および会社法によって課される要件を含む、様々な法的要件を遵守しなければならない。

法的措置の解釈および適用は、しばしば矛盾する可能性があり、このため、ファンドが締結する様々な契約および保証の法的強制力が影響を受けることがある。法律は、遡及的に課される可能性があり、広く一般に適用されるものとしてではなく、内部規則の形で発布されることがある。法令の解釈および適用は、特に課税に関する事項について、しばしば矛盾し不明確となる可能性がある。

裁判所は、法律および関連する契約の要件を遵守しないことがあり、外国の裁判所で取得された遡求権または判決は、ファンドが保有する証券に関連する資産が所在する法域で執行される保証はない。

## LIBORリスク

多くの金融商品は、主要な国際銀行間の短期のユーロダラー預金に関する出し手金利であるLIBORに基づく変動金利を用いており、または、用いることがある。規制上および市場の動向により、LIBORは、2021年末までに段階的に廃止される見込みである。将来におけるLIBORの使用および代わりとなる何らかの金利の性質については不確実なままである。したがって、LIBORからの移行がファンドまたはファンドが投資する金融商品に及ぼす潜在的な影響を現時点で判断することはできない。移行プロセスは、金利を決定するために現在LIBORに依拠している市場において高いボラティリティおよび非流動性をもたらす可能性がある。移行プロセスはまた、LIBORに基づく投資資産の一部の価値の下落をもたらす可能性がある、これらの影響は2021年末より前に発生する可能性がある。

## 流動性リスク

流動性リスクは、資産側の流動性リスクと、負債側の流動性リスクという2つの形を取る。資産側の流動性リスクとは、ポジションの知覚価値もしくは信用度の急激な変化といった要因または一般的に不利な市況を原因として、ファンドが有価証券またはポジションをその相場価格または市場価格で売却できないことをいう。負債側の流動性リスクとは、ファンドが買戻請求に応じるのに十分な現金を調達するために有価証券またはポジションを売却できないことを原因として、ファンドが買戻請求に応じることができないことをいう。ファンドの有価証券が取引されている市場はまた、取引所の取引活動の停止を引き起こす不利な状況も経験しうる。これらの要因による流動性の低下は、ファンドの純資産価額、また前述のとおり、ファンドが適時に買戻請求に応じる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

一定の有価証券は、取引市場が限定されていること、発行体の脆弱な財務状況、転売または譲渡に対する法的または契約上の制限のため流動性が低いか、または、ファンドによる評価額近傍で7日以内に売却できないという意味で流動性が低い。流動性が低い有価証券は、より流動性が高い市場の有価証券より大きなリスクを伴う。当該有価証券の市場価格は変動し、および/または、買呼値および売呼値間に大幅な差が生じることがある。非流動性は、市場価格およびファンドがファンドの流動性需要を満たすため、または、特定の経済イベントに対応するため必要な場合に、特定の有価証券を売却する能力に悪影響を及ぼすことがある。

## 市場リスク

ファンドが保有する有価証券の市場価格は、時として急速にまたは予想に反して、上下する。有価証券は、各発行体、証券市場一般、または証券市場における特定の業種もしくはセクターに影響する要因により、価格が低下することがある。有価証券の価格は、実際の不利な経済状況またはそのおそれ、収入または企業収益に対する一般的見通しの変化、金利または為替レートの変化、または投資家心理全体の悪化など、特定の発行体に特に関連していない一般的市況により上下することがある。さらに有価証券の価格は、一業種内または特定の国における生産コストおよび競争状況の変化など個々の発行体、特定の業種または特定の国に影響する要因により上下することもある。自然災害または環境災害(地震、火災、洪水、ハリケーン、津波)などの不測の事態およびその他の深刻な気象関連事象全般、または伝染病の発生および世界的流行を含む病気の蔓延は、各企業、セクター、業種、国家、市場の経済に大きな混乱を生じさせており、また、生じさせる可能性が高く、通貨、金利、インフレ率、信用格付、投資家心理およびファンドの投資対象の価値に影響を与えるその他の要因に悪影響を与えている。世界経済とグローバル市場との間の相互依存性を考えれば、ある一つの国、市場または地域の状況が、他国の市場、発行体および/または外国為替相場に悪影響を及ぼす可能性は高い。これらの混乱により、ファンドが有利な投資決定を適時に行うことを妨げる可能性があり、ファンドの投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

証券市場の全体的な下降局面には、複数の資産クラスの価額が下落する。市場が好調に推移する場合、ファンドが保有する有価証券がかかる上昇に参加する、またはその他の方法で上昇から恩恵を受ける保証はない。

(後略)

### 第3 外国投資証券事務の概要

#### (2) 投資主総会

<訂正前>

##### 総会および報告書

年次投資主総会は、毎年11月30日または当該日がルクセンブルグのファンド営業日でない場合、11月30日の直後のルクセンブルグのファンド営業日に本投資法人の登記上の事務所において開催される。公告が法律により義務付けられておらず、取締役会により強制されていない場合、投資主に対する通知は、書留郵便、電子メールまたは他の通信手段で送付されることがある。別途公告が要求されるすべての総会通知は、当該総会の少なくとも15暦日前にd'Wort紙およびR E S Aに掲載される。かかる通知は、取締役会が随時決定するインターネット上のサイトでも入手可能である。かかる通知には議題が含まれており、当該総会の日時および場所、参加条件が記載され、当該総会につき要求される必要定足数および過半数に関するルクセンブルグ大公国法の要件が明記されている。すべての通常総会における出席、定足数および過半数の要件は、商事会社に関する1915年8月10日の法律(改正済)第450-1条および450-3条ならびに本投資法人の定款に規定される要件である。監査済年次報告書および未監査半期報告書は、フランクリン・templton・インベストメントのインターネット上のサイト(<http://www.franklintempleton.lu>)で入手でき、請求すれば本投資法人および管理会社の登記上の事務所で入手できる。これらは、現地の規制により要求される場合、当該国の登録投資主に対してのみ送付される。完全な監査済年次報告書および未監査半期報告書は本投資法人および管理会社の登記上の事務所で入手できる。本投資法人の会計年度は、毎年6月30日に終了する。

<訂正後>

##### 総会および報告書

年次投資主総会は、毎年、取締役会が決定するいずれかの日時(ただし、本投資法人の前会計年度の末日から6ヶ月以内とする。)において、本投資法人の登記上の事務所または総会通知に規定されるルクセンブルグ大公国のその他の場所でルクセンブルグ大公国の法律に基づき開催される。年次総会は、法律により認められている範囲で、例外的状況により必要ある場合は取締役会の絶対的かつ最終的判断により、国外で開催されることがある。すべての投資証券が記名式であり、法律で公告が義務付けられていない場合、投資主に対する通知は、書留郵便、または適用法で定める手段で送付される。法律により認められる場合、招集通知は、当該投資主が承諾した他の通信手段で投資主に送付することができ、代替的な通信手段とは、電子メール、通常の手紙、クーリエ・サービスまたは法で規定された条件を満たす手段による。別途公告が要求されるすべての総会通知は、当該総会の少なくとも15暦日前にd'Wort紙およびR E S Aに掲載される。かかる通知は、取締役会が随時決定するインターネット上のサイトでも入手可能である。かかる通知には議題が含まれており、当該総会の日時および場所、参加条件が記載され、当該総会につき要求される必要定足数および過半数に関するルクセンブルグ大公国法の要件が明記されている。すべての通常総会における出席、定足数および過半数の要件は、商事会社に関する1915年8月10日の法律(改正済)第450-1条および450-3条ならびに本投資法人の定款に規定される要件である。監査済年次報告書および未監査半期報告書は、フランクリン・templton・インベストメントのインターネット上のサイト(<http://www.franklintempleton.lu>)で入手でき、請求すれば本投資法人および管理会社の登記上の事務所で入手できる。これらは、現地の規制により要求される場合、当該国の登録投資主に対してのみ送付される。完全な監査済年次報告書および未監査半期報告書は本投資法

人および管理会社の登記上の事務所で入手できる。本投資法人の会計年度は、毎年6月30日に終了する。

## 第三部 外国投資法人の詳細情報

### 第1 外国投資法人の追加情報

#### 1 外国投資法人の沿革

< 訂正前 >

( 前略 )

2013年3月21日 修正定款のメモリアルへの公告

2019年2月26日 修正定款のRESEAへの公告

< 訂正後 >

( 前略 )

2013年3月21日 修正定款のメモリアルへの公告

2019年2月27日 修正定款のRESEAへの公告

### 第2 手続等

#### 2 買戻し手続等

< 訂正前 >

海外における買戻し手続等

**投資証券の買戻方法**

**買戻方法**

あらゆるファンドのどのクラスの投資証券も、取引日において買い戻すことができる。買戻指示書は、書面で、または明示的に許可されている場合は、電話、ファクシミリ、または電子的手段により管理会社に対して提出される。共同インベスター・ポートフォリオの場合、すべての指示書にすべての投資主が署名しなければならないが、単独での署名権限が付与されているか、または委任状が管理会社に送付されている場合は除く。指示書が書面で提出されていない場合、管理会社は、当該指示書の書面による、かつ正式に署名された確認書を請求でき、この場合、書面による、かつ正式に署名されたかかる確認書の受領まで、かかる指示書の処理が遅延することがある。

投資主名義で証券が発行されている場合、取締役会は、当該取引が適用される純資産価額で効力を発生し、その後支払いが実施される以前に、かかる投資証券証券が正式に裏書され管理会社に返却されるよう要求できる。

( 中略 )

**買戻手取金の支払い**

( 中略 )

取締役会は、ファンドに帰属する資産の相当部分が投資されている国の金融市場において実施される決済およびその他の制約により要求されるルクセンブルグの30ファンド営業日を超えない期間（ただし、法域によってはより短い期間が適用されることがある。）まで、買戻手取金の支払期間を延長する権限も有しているが、かかる延長は、その投資目的および投資方針において、新興国の発行体のエクイティ証券に投資することを規定している本投資法人のファンド（つまり、フランクリン・インド・ファンド（Franklin India Fund）、フランクリン・MENA・ファンド（Franklin MENA Fund）、templton・アジア・グロース・ファンド（Templeton Asian Growth Fund）、templton・アジア・スモール・カンパニーズ・ファンド（Templeton Asian Smaller Companies Fund）、templton・BRIC・ファンド（Templeton BRIC Fund）、templton・チャイナ・ファンド（Templeton China Fund）、templton・イースタン・ヨーロッパ・ファンド（Templeton Eastern Europe Fund）、templton・エマージング・マーケット・ダイナミック・インカム・ファンド（Templeton Emerging Markets Dynamic Income Fund）、templton・エマージング・マーケット・ファンド（Templeton Emerging Markets

Fund)、templton・エマージング・マーケット・スモラー・カンパニーズ・ファンド(Templeton Emerging Markets Smaller Companies Fund)、templton・フロンティア・マーケット・ファンド(Templeton Frontier Markets Fund)、templton・ラテン・アメリカ・ファンド(Templeton Latin America Fund)およびtemplton・タイランド・ファンド(Templeton Thailand Fund)に関してのみとする。すべての支払いは、販売会社、投資運用会社、管理会社および/または本投資法人側に責任はなく、投資主のリスク負担により実施される。

(後略)

<訂正後>

海外における買戻し手続等

### 投資証券の買戻方法

#### 買戻方法

あらゆるファンドのどのクラスの投資証券も、取引日において買戻すことができる。買戻指示書は、書面で、または明示的に許可されている場合は、電話、ファクシミリ、または電子的手段により管理会社に対して提出される。共同インベスター・ポートフォリオの場合、すべての指示書にすべての投資主が署名しなければならないが、単独での署名権限が付与されているか、または委任状が管理会社に送付されている場合は除く。指示書が書面で提出されていない場合、管理会社は、当該指示書の書面による、かつ正式に署名された確認書を請求でき、この場合、書面による、かつ正式に署名されたかかる確認書の受領まで、かかる指示書の処理が遅延することがある。

定款に記載されるとおり、かつ定款に記載される制限内で、本投資法人および/または管理会社において、投資主が(A)米国人であるか、米国人の勘定で、もしくは米国人の利益のために投資証券を保有すること、(B)いずれかの法令に違反して、もしくは本投資法人、その投資主または本投資法人の投資運用および助言を行う代理人に、規制上、税務上の不利益または、重大な行政上の不利益もしくはその他の重大な不利益または悪影響を及ぼしているか、及ぼす可能性がある状況において、投資証券を保有していること、(C)本投資法人および/または管理会社によって要求される情報または宣言を提供しない場合、または(D)本投資法人および/または管理会社の意見によれば、本投資法人またはマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するいずれかのファンドの流動性を損なう可能性がある投資証券の集中保有を行っていることを認識した場合、本投資法人および/または管理会社は、(i)当該投資主に対し、関連する投資証券の買戻し、または当該投資証券を所有もしくは保有する資格または権利を有する者への関連する投資証券の譲渡を指示するか、( )関連する投資証券を償還する。

投資主名義で証券が発行されている場合、取締役会は、当該取引が適用される純資産価額で効力を発生し、その後支払いが実施される以前に、かかる投資証券証券が正式に裏書され管理会社に返却されるよう要求できる。

(中略)

#### 買戻手取金の支払い

(中略)

取締役会は、ファンドに帰属する資産の相当部分が投資されている国の金融市場において実施される決済およびその他の制約により要求されるルクセンブルグの30ファンド営業日を超えない期間(ただし、法域によってはより短い期間が適用されることがある。)まで、買戻手取金の支払期間を延長する権限も有しているが、かかる延長は、その投資目的および投資方針において、新興国の発行体のエクイティ証券に投資することを規定している本投資法人のファンド(つまり、フランクリン・インド・ファンド(Franklin India Fund)、フランクリン・MENA・ファンド(Franklin MENA Fund)、templton・アジア・グロース・ファンド(Templeton Asian Growth Fund)、templton・アジア・スモラー・カンパニーズ・ファンド(Templeton Asian Smaller Companies Fund)、templton・BRIC・ファンド(Templeton BRIC Fund)、templton・チャイナ・ファンド(Templeton China Fund)、



templton・イースタン・ヨーロッパ・ファンド(Templeton Eastern Europe Fund)、templton・エマージング・マーケット・ダイナミック・インカム・ファンド(Templeton Emerging Markets Dynamic Income Fund)、templton・エマージング・マーケット・ファンド(Templeton Emerging Markets Fund)、templton・エマージング・マーケット・スモラー・カンパニーズ・ファンド(Templeton Emerging Markets Smaller Companies Fund)、templton・フロンティア・マーケット・ファンド(Templeton Frontier Markets Fund) および templton・ラテン・アメリカ・ファンド(Templeton Latin America Fund) ) に関してのみとする。すべての支払いは、販売会社、投資運用会社、管理会社および/または本投資法人側に責任はなく、投資主のリスク負担により実施される。

(後略)

### 3 乗換え手続等

海外市場における乗換え

<訂正前>

(前略)

#### 転換方法

(中略)

転換先ファンドへの初回投資最低額は、2,500米ドル(または他通貨同等額)である。2,500米ドル(または他通貨同等額)を下回る保有証券残高となる指示は、実施されない。

投資証券の転換指示は、転換される当該投資証券が関連するこれまでの取引が完了し決済済みとなるまで、実施されない。売却が購入前に決済される場合、売却手取金は本投資法人の資金口座に購入に関する決済待ちで保持される。投資主の利益となる利息は発生しない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

#### 転換方法

(中略)

転換先ファンドへの初回投資最低額は、2,500米ドル(または他通貨同等額)である。2,500米ドル(または他通貨同等額)を下回る保有証券残高となる指示は、実施されない。フランクリン・エマージング・マーケット・デット・オポチュニティーズ・ハード・カレンシー・ファンドおよびフランクリン・エマージング・マーケット・コーポレート・デット・ファンドの投資証券クラスAおよびNについては、かかる最低投資額(転換および保有証券残高に関する場合)が、25,000米ドル(または他通貨同等額)である点に投資者は留意すべきである。

投資証券の転換指示は、転換される当該投資証券が関連するこれまでの取引が完了し決済済みとなるまで、実施されない。売却が購入前に決済される場合、売却手取金は本投資法人の資金口座に購入に関する決済待ちで保持される。投資主の利益となる利息は発生しない。

(後略)

## 第3 管理及び運営

### 1 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

<訂正前>

(前略)

スイング・プライシング調整

ファンドは、投資運用会社が現金の流入を融通するために行う当該ファンドのポートフォリオ取引に関連する取引費用を反映していない価格で投資主が購入、売却および/または当該ファンド内外への転換することで、投資証券1口当たり純資産価格の下落に見舞われることがある。

かかる希薄化の影響に対応し、投資主の利益を保護するため、本投資法人によりスイング・プライシング法が評価方針の一部に採用されることがある。評価日において、あるファンドの投資証券における投資者取引の純総額が、取締役会が客観的基準に基づき随時当該ファンドの純資産に対する比率で決定された事前に定められた基準値(ゼロに近いが、ゼロである場合もある)を上回った場合、投資証券1口当たり純資産価格は純流入額および純流出額それぞれに帰属する費用を反映するために調整により引き上げまたは引き下げられる。かかる純流入および純流出額は、本投資法人により、純資産価額の計算時に入手可能な最新の情報に基づき決定される。

投資者は、ファンドの純資産価額のボラティリティがスイング・プライシングの適用の結果、真のポートフォリオ実績を反映しなくなる可能性がある旨助言されるべきである。通常、かかる調整は、ファンドに対する純流入がある場合、投資証券1口当たり純資産価格は上昇し、純流出の場合は、投資証券1口当たり純資産価格は下落する。ファンドの各投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、個別に計算されるが、調整は、比率により、ファンド内の各投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格に均等に影響する。

かかる調整は、ファンドの金銭の流入に関係するため、希薄化が将来のいかなる時点で発生するかを正確に予測することはできない。よって、本投資法人がかかる調整をどれぐらいの頻度で行う必要があるのかを正確に予測することもできない。

スイング・プライシング法は、本投資法人のすべてのファンドにわたり適用できる。価格調整の限度は、現行の取引およびその他の費用の近似値を反映するために定期的に本投資法人により再設定される。かかる調整は、ファンド毎に異なり、元の投資証券1口当たり純資産価格の2%を上回らない。価格調整は、請求により管理会社からその登記上の事務所で入手できる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

### スイング・プライシング調整

ファンドは、投資運用会社が現金の流出入を融通するために行う当該ファンドのポートフォリオ取引に関連する取引費用を反映していない価格で投資主が購入、売却および/または当該ファンド内外への転換することで、投資証券1口当たり純資産価格の下落に見舞われることがある。

かかる希薄化の影響に対応し、投資主の利益を保護するため、本投資法人によりスイング・プライシング法が評価方針の一部に採用されることがある。ファンドは、あるファンドにおける資本活動の総額(流入額と流出額の総額)が、評価日において、当該ファンドの純資産に対する比率で決定された事前に定められた基準値を上回った場合にスイング・プライシング法を適用する。基準値がゼロに設定されている場合、ファンドはフル・スイング・プライシング法を適用することができ、基準値がゼロより大きい値に設定されている場合は部分的スイング・プライシング法を適用することができる。

通常、かかる調整は、ファンドに対する純流入がある場合、投資証券1口当たり純資産価格は上昇し、純流出の場合は、投資証券1口当たり純資産価格は下落する。ファンドの各投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、個別に計算されるが、調整は、比率により、ファンド内の各投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格に均等に影響する。スイング・プライシングでは、個々の投資者の各取引の特定の状況は考慮されない。

かかる調整は、ファンドが資産を売買する際に予想される価格および想定される取引コストの反映を目的としている。

投資者は、ファンドの純資産価額のボラティリティがスイング・プライシングの適用の結果、真のポートフォリオ実績を反映しなくなる可能性がある旨助言されるべきである。調整の影響の規模は、取引量、投資先証券の購入価格または売却価格、およびファンドの当該投資先証券の価格の計算に採用される評価方法などの要因によって決定される。

スイング・プライシング法は、本投資法人のすべてのファンドにわたり適用できる。価格調整の限度は、現行の取引およびその他の費用の近似値を反映するために定期的に本投資法人により再設定される。かかる調整は、ファンド毎に異なり、通常の状態で元の投資証券1口当たり純資産価格の2%を上回らない。例外的状況、多くは投資主の取引活動が大量である場合において、かつ投資主の最善の利益になると考えられる場合、取締役会はかかる上限の引き上げを承認することができる。

管理会社は、スイング・プライシングに伴う業務決定を行う権限を、スイング・プライシング監督委員会に委託し、定期的に検証を行う。当該委員会は、スイング・プライシングに関する決定を行い、事前に定めたスタンディング・インストラクションの基礎となるスイング・ファクターを継続的に承認する責任を負う。

価格調整は、請求により管理会社からその登記上の事務所で入手できる。

特定の投資証券クラスについては、管理会社が成功報酬を受領する権限を有する場合があります、その場合、成功報酬は調整されていない純資産価額に基づく。スイング・プライシングに関する追加情報は、以下のサイトに掲載されている。

<https://www.franklintempleton.lu/investor/resources/investor-tools/swing-pricing>

(後略)

## 第4 関係法人の状況

### 1 資産運用会社の概況

#### (2) 運用体制

##### <訂正前>

##### A. 管理会社

取締役会は、2014年1月15日付管理会社業務契約により、取締役会の監督の下、すべてのファンドについて管理事務、マーケティング、投資運用および助言業務を提供するために、フランクリン・templton・インターナショナル・サービス・エス・エイ・アール・エルを管理会社として任命している。管理会社は、投資運用業務の一部または全部を投資運用会社に委託することができる。

管理会社の取締役会は、2010年法第102条に基づき、エリック・ベデル、A. クレイグ・ブレア、ジョン・ホジー、ラファウ・クワスニー、ルイス・ペレス、ボリス・ペトロヴィッチおよびデニス・ボスを、管理会社の日々の業務について責任を負う執行役として任命している。

##### <訂正後>

##### A. 管理会社

取締役会は、2014年1月15日付管理会社業務契約により、取締役会の監督の下、すべてのファンドについて管理事務、マーケティング、投資運用および助言業務を提供するために、フランクリン・templton・インターナショナル・サービス・エス・エイ・アール・エルを管理会社として任命している。管理会社は、投資運用業務の一部または全部を投資運用会社に委託することができる。

管理会社の取締役会は、2010年法第102条に基づき、エリック・ベデル、A. クレイグ・ブレア、ジョン・ホジー、ダニエル・クリンゲルマイヤー、ラファウ・クワスニー、ホセ・ルイス・ペレス、ボリス・ペトロヴィッチ、マーク・ストッフエルズおよびグレゴリー・サープライを、管理会社の日々の業務について責任を負う執行役として任命している。

## (4) 役員 の 状況

フランクリン・templton・インターナショナル・サービス・エス・エイ・アール・エル

&lt;訂正前&gt;

(2019年10月1日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ポール・J・ブラディ	取締役	<p>ポール・ブラディは、フランクリン・templton・インベストメント・マネジメント・リミテッド、フランクリン・templton・ファンド・マネジメント・リミテッド、フランクリン・templton・グローバル・インベスターズ・リミテッドおよびフランクリン・templton・インターナショナル・サービス・エス・エイ・アール・エル(いずれもフランクリン・リソーシズ・インクの子会社である。)の執行取締役である。ブラディは、世界15か所で業務および事業を行っている国際的名義書換代理業務に対する特定の責任を負っている。彼は、規制および監督の視点から、英国事業についても責任を負っている。彼は、英国のロンドンを拠点にしている。</p> <p>ブラディは、国際的名義書換代理業務をリードするため、2001年にフランクリン・templton・インベストメンツに参画し、ロンドンとエディンバラを拠点にバンク・オブ・ニューヨークで働いた。彼は、当該会社で働き、前任の組織は15年間、事業、顧客サービス、商品開発およびシステム開発について、幅広いミューチュアル・ファンドの経験を有している。彼の最終経歴は、スコットランド、エディンバラにおけるバンク・オブ・ニューヨークのミューチュアル・ファンド事業および業務について責任を有するヴァイス・プレジデントであった。</p>	0
ポール・コリンズ	取締役	<p>ポール・コリンズは、スコットランド、エディンバラを拠点とするマルチアセット・ソリューションの取引および運用を行うグローバル責任者である。</p> <p>ポールは、エディンバラ、ロンドン、フォートローダーデールおよびサンマテオ(カリフォルニア)を拠点とするグローバル・チームを統括する。</p> <p>ポールは、2003年からフランクリン・templtonに所属しており、2017年6月に新しい職位につく前は、EMEAエクイティ取引を行っており、エディンバラおよびドバイにあるトレーダーのチームを統括していた。</p> <p>ポールは、1991年にベイリーギフォードでキャリアを開始し、1997年にエイゴン・アセット・マネジメントに移籍するまで、国際取引デスクにて6年間を過ごした。</p>	0

カスリーン・M・ダビッドソン	取締役	<p>カスリーン・ダビッドソンは、フランクリン・テンプレトンのエディンバラ・オフィスを拠点とする、管理部門主任兼国際ビジネス開発担当取締役である。数々の責任の中で、彼女は、運営インフラが企業成長を追求することを確保する、主として国際ビジネスの開発を行う国際本部を補佐する責任を負っている。彼女は、地域チームがその業務領域を拡大することを手助けすることも行っている。</p> <p>ダビッドソンは、1988年にテンプレトン・ユニット・トラスト・マネージャー・リミテッドに財務経理部長として入社し、財務会計、ファンド会計および名義書換業務に責任を負っている。彼女は、会社のプロジェクト開発マネージャーとしての9年間の経験を有している。</p> <p>フランクリン・テンプレトン・インベストメンツに入社する前、ダビッドソンは、スコットランドの年金の投資会計士として1年間、グラント・ソントン・カリフォルニアで6年間を過ごした経験を持ち、この間、彼女は公認会計士の資格を取り、多くの産業にわたる監査、税務および会計業務の経験をj得ている。</p> <p>ダビッドソンは、英国のエディンバラにあるヘリオット・ワット大学で、会計および金融の学士を取得した。彼女は、スコットランドの公認会計士協会の会員である。</p>	0
アロック・セチ	取締役	<p>アロック・セチは、フランクリン・テンプレトン・サービシズの取締役会会長である。フランクリン・テンプレトン・サービシズは、投資運用業務をフランクリン・テンプレトンの商品に提供している。セチは、フランクリン・テンプレトン・インターナショナル・サービシズ(インド)プライベート・リミテッドおよびフランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・ポーランド・エスピー・ゼット・オー・オーにも責任を負っている。いずれの会社もフランクリン・テンプレトン・インベストメンツの子会社であり、フランクリン・テンプレトン・インベストメンツの世界中の企業の中で、ほとんどの機能が実施されている。</p> <p>フランクリン・テンプレトンに入社する前、セチは、ムファシス・ビーエフエルに在籍していた。ムファシス・ビーエフエルでは、会長付きスタッフのチーフであった。ムファシスの前は、インドのリーダーシップ・チームの一部であるアンダーソンのCOOであった。アンダーソンの前は、彼は銀行員であり、投資銀行員であった。</p> <p>セチは、インドの公認会計士協会の会員であり、デリー大学で商業学士を取得した。2009年9月に米国に移住する前、彼は、米国商工会議所の委員を務め、在ハイデラバード米国商工会議所の執行役員会長を務めていた。彼は、インドの全国ソフトウェア・サービス企業協会のキャプティブ・ユニット・フォーラムのハイデラバード・チャプターの議長を務めていた。</p>	0

グウェン・シャネイフェルト	取締役	<p>グウェン・シャネイフェルトは、フランクリン・templton・インベストメントの世界中の企業会計、会計方針、財務報告、税務および移転価格に対して責任を有する。</p> <p>シャネイフェルトは、そのキャリアを金融サービス産業に捧げており、20年以上にわたって投資運用業に携わっている。2006年から2011年、彼女は、ICT税務およびアドバイザー/販売会社の税務委員会の議長を務めていた。</p> <p>フランクリン・templtonに入社する前、シャネイフェルトは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの税務担当執行取締役であり、投資運用部門から生じるすべての企業会計およびファンドの税務事項に責任を負っていた。モルガン・スタンレーに加えて、シャネイフェルトの投資業務のキャリアは、ヴァン・カンペン・インベストメントの上席税務担当およびKPMGピート・マーウィックの上席税務マネージャーであった。</p> <p>シャネイフェルトは、ノース・イリノイ大学から会計学学士を取得している。彼女は、イリノイ州の公認会計士協会の会員である。</p>	0
A・クレイグ・ブレア	取締役	<p>クレイグ・ブレアは、フランクリン・templton・インベストメントのルクセンブルグにおけるUCITSやAIFを運用する管理会社フランクリン・templton・インターナショナル・サービス・エス・エイ・アール・エルの執行取締役である。</p> <p>ブレアは、2004年にフランクリン・templtonに入社し、ファンド管理事務についての業務の中で数々の職位を有していた。</p> <p>ブレアは、マンチェスター・ビジネススクールからMBAを取得しており、公認管理会計協会の会員であり、また、レスター大学から法学士を取得している。</p>	0
ウィリアム・ジャクソン	取締役	<p>ウィリアム・ジャクソンは、フランクリン・templtonの管理業務部門であるフランクリン・templton・サービスの上席ヴァイス・プレジデントである。</p> <p>ジャクソンは、ポートフォリオ管理業務、新ビジネス業務、企業銀行との関係、運用およびルクセンブルグの管理会社に対して責任を負っている。</p> <p>ジャクソンは、1999年に、ヨーロッパのファンド会計の責任者としてフランクリン・templtonに入社し、2002年に国際ファンド会計の責任者に昇任した。彼は、2005年から2008年までフランクリン・templton・インターナショナル・サービスズ(ルクセンブルグ)エス・エイの執行取締役、2011年から2013年までフランクリン・templton・インターナショナル・サービスズ(インド)プライベート・リミテッドの社長を務めていた。</p> <p>フランクリン・templtonに入社する前、ジャクソンは、エディンバラおよびルクセンブルグにあるフレミング・アセット・マネジメントで9年間を過ごした。</p> <p>ジャクソンは、産業化学分野の学位保持者であり、公認管理会計協会の会員である。</p>	0

デニス・ボス	取締役	<p>デニス・ボスは、フランクリン・templton・インベストメントのルクセンブルグにある管理会社であり、UCITSとAIFの双方を運用しているフランクリン・templton・インターナショナル・サービシズ・エス・エイ・アール・エルの執行取締役である。</p> <p>ボスは、1995年に、フランクリン・templton・インベストメントに入社し、2005年12月までルクセンブルグ子会社のジェネラル・マネージャーを務めていた。2006年から2013年の間、彼女は、フランクリン・templton・インベストメントのルクセンブルグ籍UCITSである、本投資法人の執行取締役を務めていた。</p> <p>フランクリン・templton・インベストメントに入る前、ボスは、米国のボストンおよびルクセンブルグにあるクーパーズ&amp;ライブランドの監査部門に9年間務めていた。</p> <p>ボスは、マサチューセッツの公認会計士資格を有しており、またタフツ大学の学士を取得しているほか、ベントレー大学の会計修士を取得している。彼女は、ルクセンブルグ・ファンド産業協会の議長を務めており、2007年からルクセンブルグ・ファンド産業協会の役員会のメンバーを務めている。ボスは、ヨーロッパ・ファンド・アセットマネジメント協会の投資家教育ワーキング・グループで、かつて議長を務めていた。</p>	0
アイラ・J.ウィシェ	取締役	<p>アイラ・ウィシェはニュー・ヨーク支店を本拠地とするベネフィット・ストリート・パートナーズのマネージング・ディレクターおよび私募債のチーフ・オペレーティング・オフィサーである。2016年にベネフィット・ストリート・パートナーズに入社する以前、ウィシェは、BDCAアドバイザー・エルエルシーの副チーフ・インベストメント・オフィサーであり、同社でポートフォリオ管理、取引および運用を担当していた。BDCAアドバイザー・エルエルシーに入社する以前は、MKPキャピタル・エルエルシーの投資アナリストとして、同社のハイ・イールド債や投資適格会社およびローン担保証券への投資に重点的に取り組んでいた。ウィシェの役割は、ファンダメンタル・バリューとレティブ・バリューの信用分析を行うことで、取引推奨を生み出すことだった。MKPキャピタル・エルエルシーに入社する以前は、トライカディア・キャピタルのリサーチ・分析者・トレーダーを務め、ミドル・マーケット企業に重点を置き、企業の銀行債に投資する2つのローン担保証券を運用していたチームの一員であった。トライカディア・キャピタルに入社する以前は、デロイト・アンド・トッシュに勤務し、資産運用・ヘッジファンド業界のクライアントの監査およびコンサルティング業務を行っていた。デロイトでの勤務中、ニューヨーク大学経営大学院において執行MBAプログラムへの出席のため、財政的に後援を受ける者として選出された。ウィシェはピンガムトン大学の理学士を取得している。</p>	0

&lt;訂正後&gt;

(2020年5月末現在)



氏名	役職名	略歴	所有株式
ベランジェール・ブラシュチック	取締役	ベランジェール・ブラシュチックはフランス・ベネルクスの販売ヘッドで、フランクリン・templton・インターナショナル・サービシズ・サールのドイツ支店とベルギー支店のマネージャーおよびフランクリン・templton・フランス・エス・エーのコンダクティング・オフィサーである。ブラシュチックは、2002年にフランクリン・templton・インベストメントに入社し、組織においてマーケティング、コミュニケーション、投資教育、販売および販売サポート管理の複数の役割を担っていた。ブラシュチックはHECリエージュ大学からビジネス・アドミニストレーションおよび国際関係の学士号を取得した後、2000年にアセットマネジメントのキャリアを開始した。	0
ポール・J・ブラディ	取締役	<p>ポール・ブラディは、フランクリン・templton・インベストメント・マネジメント・リミテッド、フランクリン・templton・ファンド・マネジメント・リミテッド、フランクリン・templton・グローバル・インベスターズ・リミテッドおよびフランクリン・templton・インターナショナル・サービシズ・エス・エイ・アール・エル(いずれもフランクリン・リソース・インクの子会社である。)の執行取締役である。ブラディは、世界15か所で業務および事業を行っている国際的名義書換代理業務に対する特定の責任を負っている。彼は、規制および監督の視点から、英国事業についても責任を負っている。彼は、英国のロンドンを拠点にしている。</p> <p>ブラディは、国際的名義書換代理業務をリードするため、2001年にフランクリン・templton・インベストメントに参画し、ロンドンとエディンバラを拠点にバンク・オブ・ニューヨークで働いた。彼は、当該会社で働き、前任の組織は15年間、事業、顧客サービス、商品開発およびシステム開発について、幅広いミューチュアル・ファンドの経験を有している。彼の最終経歴は、スコットランド、エディンバラにおけるバンク・オブ・ニューヨークのミューチュアル・ファンド事業および業務について責任を有するヴァイス・プレジデントであった。</p>	0
ポール・コリンズ	取締役	<p>ポール・コリンズは、スコットランド、エディンバラを拠点とするマルチアセット・ソリューションの取引および運用を行うグローバル責任者である。</p> <p>ポールは、エディンバラ、ロンドン、フォートローダーデールおよびサンマテオ(カリフォルニア)を拠点とするグローバル・チームを統括する。</p> <p>ポールは、2003年からフランクリン・templtonに所属しており、2017年6月に新しい職位につく前は、EMEAエクイティ取引を行っており、エディンバラおよびドバイにあるトレーダーのチームを統括していた。</p> <p>ポールは、1991年にベイリーギフォードでキャリアを開始し、1997年にエイゴン・アセット・マネジメントに移籍するまで、国際取引デスクにて6年間を過ごした。</p>	0

グウェン・シャナイフェルト	取締役	<p>グウェン・シャナイフェルトは、フランクリン・templton・インベストメントの世界中の企業会計、会計方針、財務報告、税務および移転価格に対して責任を有する。</p> <p>シャナイフェルトは、そのキャリアを金融サービス産業に捧げており、20年以上にわたって投資運用業に携わっている。2006年から2011年、彼女は、ICT税務およびアドバイザー/販売会社の税務委員会の議長を務めていた。</p> <p>フランクリン・templtonに入社する前、シャナイフェルトは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの税務担当執行取締役であり、投資運用部門から生じるすべての企業会計およびファンドの税務事項に責任を負っていた。モルガン・スタンレーに加えて、シャナイフェルトの投資業務のキャリアは、ヴァン・カンペン・インベストメントの上席税務担当およびKPMGピート・マーウィックの上席税務マネージャーであった。</p> <p>シャナイフェルトは、ノース・イリノイ大学から会計学学士を取得している。彼女は、イリノイ州の公認会計士協会の会員である。</p>	0
A・クレイグ・ブレア	取締役	<p>クレイグ・ブレアは、フランクリン・templton・インベストメントのルクセンブルグにおけるUCITSやAIFを運用する管理会社フランクリン・templton・インターナショナル・サービス・エス・エイ・アール・エルの執行取締役である。</p> <p>ブレアは、2004年にフランクリン・templtonに入社し、ファンド管理事務についての業務の中で数々の職位を有していた。</p> <p>ブレアは、マンチェスター・ビジネススクールからMBAを取得しており、公認管理会計協会の会員であり、また、レスター大学から法学士を取得している。</p>	0
ウィリアム・ジャクソン	取締役	<p>ウィリアム・ジャクソンは、フランクリン・templtonの管理業務部門であるフランクリン・templton・サービスの上席ヴァイス・プレジデントである。</p> <p>ジャクソンは、ポートフォリオ管理業務、新ビジネス業務、企業銀行との関係、運用およびルクセンブルグの管理会社に対して責任を負っている。</p> <p>ジャクソンは、1999年に、ヨーロッパのファンド会計の責任者としてフランクリン・templtonに入社し、2002年に国際ファンド会計の責任者に昇任した。彼は、2005年から2008年までフランクリン・templton・インターナショナル・サービスズ(ルクセンブルグ)エス・エイの執行取締役、2011年から2013年までフランクリン・templton・インターナショナル・サービスズ(インド)プライベート・リミテッドの社長を務めていた。</p> <p>フランクリン・templtonに入社する前、ジャクソンは、エディンバラおよびルクセンブルグにあるフレミング・アセット・マネジメントで9年間を過ごした。</p> <p>ジャクソンは、産業化学分野の学位保持者であり、公認管理会計協会の会員である。</p>	0

## 別紙B

## 交付目論見書の概要

&lt;訂正前&gt;

(前略)

リスク要因	<p>アセット・アロケーション・リスク/<u>CAT</u>ボンド・リスク/クラス・ヘッジ・リスク/コモディティ関連エクスポージャー・リスク/転換およびハイブリッド証券リスク/カウンターパーティー・リスク/クレジット・リスク/クレジット・リンク証券リスク/債務証券に関するリスク/デリバティブ商品リスク/株式リスク/変動利付コーポレート投資リスク/外国為替リスク/ヘッジ戦略リスク/流動性リスク/市場リスク/マルチ・マネージャー・リスク/成功報酬リスク/ポートフォリオ回転率リスク/会社更生リスク/証券化リスク/中小企業リスク/仕組債リスク/実質的なレバレッジ・リスク/スワップ契約リスク</p>
-------	--

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

リスク要因	<p>アセット・アロケーション・リスク/クラス・ヘッジ・リスク/コモディティ関連エクスポージャー・リスク/転換およびハイブリッド証券リスク/カウンターパーティー・リスク/クレジット・リスク/クレジット・リンク証券リスク/債務証券に関するリスク/デリバティブ商品リスク/株式リスク/変動利付コーポレート投資リスク/外国為替リスク/ヘッジ戦略リスク/<u>LIBOR</u>リスク/流動性リスク/市場リスク/マルチ・マネージャー・リスク/成功報酬リスク/ポートフォリオ回転率リスク/会社更生リスク/証券化リスク/中小企業リスク/仕組債リスク/実質的なレバレッジ・リスク/スワップ契約リスク</p>
-------	--

(後略)

## 別紙C

## 定 義

&lt;訂正前&gt;

(前略)

「ファンド営業日」	関連する法域の銀行の通常営業日
「コミットメント・アプローチ」	金融デリバティブの原証券のポジションの市場価額が同原ポジションに関連する他のコミットメントによって相殺される場合、ネットティングおよびヘッジ調整後に、金融デリバティブをこれらのデリバティブの原資産における同等ポジション(「想定エクスポージャー」ということがある。)に転換することにより保有される金融デリバティブに関連するリスクを含む、UCITSサブ・ファンドに保有される投資対象の市場リスクを織り込んだリスク、すなわち「グローバル・エクスポージャー」を測定するアプローチ。コミットメント・アプローチを使用するグローバル・エクスポージャーは、純資産総額に対する絶対割合として表示される。ルクセンブルグ法に基づき、金融デリバティブにのみ関連するグローバル・エクスポージャーは、純資産総額の100%を超えることができず、グローバル・エクスポージャー全体(サブ・ファンドの原投資対象(定義上、純資産総額の100%を構成する。)に関連する市場リスクを含む。)は、純資産総額の200%(UCITSが短期流動性のために一時的に借り入れることができる10%を除く。)を超えることができない。

(中略)

「マネー・マーケット・ファンド」	2010年5月19日付CESR指針CESR/10-049を遵守するリキッド・リザーブ・ファンド
------------------	---

(中略)

「購入」	英文目論見書において「購入」または「購入方法」という場合は、一般的に投資証券の購入を意味する。
「規制市場」	金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EC第4条第21項の意味における市場または適格国において定期的に営業し、認可されおよび公開されているその他の規制された市場。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

「ファンド営業日」	関連する法域の銀行の通常営業日
「ユニット・トラストおよび ミューチュアル・ファンド規 約」	香港における国内ファンドおよび海外ファンドの認可および維持の 申請に関する規約
「コミットメント・アプロー チ」	金融デリバティブの原証券のポジションの市場価額が同原ポジシ ョンに関連する他のコミットメントによって相殺される場合、ネッ ティングおよびヘッジ調整後に、金融デリバティブをこれらのデリ バティブの原資産における同等ポジション(「想定エクスポー ジャー」ということがある。)に転換することにより保有される金 融デリバティブに関連するリスクを含む、UCITSサブ・ファン ドに保有される投資対象の市場リスクを織り込んだリスク、すなわ ち「グローバル・エクスポージャー」を測定するアプローチ。コ ミットメント・アプローチを使用するグローバル・エクスポー ジャーは、純資産総額に対する絶対割合として表示される。ルクセ ンブルグ法に基づき、金融デリバティブにのみ関連するグローバ ル・エクスポージャーは、純資産総額の100%を超えることができ ず、グローバル・エクスポージャー全体(サブ・ファンドの原投資 対象(定義上、純資産総額の100%を構成する。))に関連する市場 リスクを含む。)は、純資産総額の200%(UCITSが短期流動 性のために一時的に借り入れることができる10%を除く。)を超え ることができない。

(中略)

「マネー・マーケット・ ファンド」	マネー・マーケット・ファンド規則に基づきマネー・マーケット・ ファンドとして認可されたファンド
----------------------	--

(中略)

「購入」	英文目論見書において「購入」または「購入方法」という場合は、 一般的に投資証券の購入を意味する。
「QFII」	中国本土の中国証券監督管理委員会によって中国本土の証券市場へ の投資が認められた適格外国機関投資家ポートフォリオ
「規制市場」	金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および理事会指令 2014/65/EC第4条第21項の意味における市場または適格国におい て定期的に営業し、認可されおよび公開されているその他の規制さ れた市場。

(後略)